

# 交通事故による負傷者を搬送した者に対する報償金に関する訓令

昭和43年6月7日

本部訓令第16号

交通事故による負傷者を搬送した者に対する報償金に関する訓令を次のように定める。

(趣旨)

第1条 この訓令は、交通事故による負傷者を医療機関に搬送した者(以下「搬送者」という。)に対する報償金の贈与について必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 交通事故 道路交通法(昭和35年法律第105号)第72条第1項に規定する交通事故のうち、車両等の交通により人が負傷した事故をいう。
- (2) 医療機関 救急病院その他の病院、医院等であつて、負傷者の治療を行なうすべての施設をいう。
- (3) 搬送者 人力、畜力、車両等のいずれの方法によるを問わず、交通事故による負傷者を医療機関に搬送した者をいい、搬送しようとする者が、搬送途中において救急自動車、警察用自動車等の乗務員に当該負傷者を引き継いだ場合においてもこれを搬送者とする。
- (4) 報償金 搬送行為の労に報い、かつ、当該行為によつて生じた損害を償う全員をいう。

(適用区域)

第3条 この訓令は、山口県の区域内において発生した交通事故に適用する。

(報償金の贈与範囲)

第4条 報償金は、搬送者であつて、次の各号に掲げる者以外の者に贈与するものとする。

- (1) 当該交通事故の運転者等(道路交通法(昭和35年法律第105号)第72条第1項および同乗者(旅客を除く。))
- (2) 警察職員(警察法(昭和29年法律第162号)第55条)および消防吏員(消防組織法(昭和22年法律第226号)第12条)
- (3) 当該負傷者の親族(民法(明治31年法律第9号)第725条)

(報償区分)

第5条 報償区分、認定基準および報償金額は、次の表のとおりとする。

区 分	認 定 基 準	報 償 金 額
	(1) 搬送行為により被服、シート等が著しく	

1 級	汚損しまたは破損したもの (2) 搬送行為がきわめて困難であつたと認められるもの	3,000円
2 級	(1) 搬送行為により被服、シート等が相当に汚損したもの (2) 搬送行為に相当の困難があつたと認められるもの	2,000円
3 級	上記以外のもの	1,000円

( 搬送行為の申告 )

第6条 搬送者は、警察署、交番、駐在所及び医療機関に備え付けてある搬送者カード(様式第1号。以下「カード」という。)を作成して当該交通事故の発生地を管轄する警察署長(以下「警察署長」という。)に送付するものとする。

( 確認 )

第7条 カードを受理した警察署長は、交通事故(事件)受理簿その他の記録によつて、第5条に規定する報償区分およびその他必要な事項を確認するものとする。

( 報償区分の決定および贈与 )

第8条 報償区分の決定は、1級、2級に該当するものおよび搬送者がふたり以上あるものについては、警察本部長(以下「本部長」という。)が、3級に該当するものについては警察署長が行なうものとする。

2 報償金は、報償金贈与通知書(様式第2号)を添えて、警察署長が贈与するものとする。

( 搬送調査報告書 )

第9条 警察署長は、搬送行為が報償区分の1級および2級に該当すると認める場合または搬送者がふたり以上あるときは、搬送調査報告書(様式第3号)を作成し、報償区分の認定に関する意見を付して本部長に報告するものとする。

第10条 削除

( 交通対策部会 )

第11条 本部長は、第9条の規定に基づき、報告があつたときは、交通対策部会(山口県警察総合対策委員会の設置に関する訓令(平成17年山口県警察本部訓令第23号)第6条に規定する交通対策部会をいう。以下同じ。)の審査に付するものとする。

( 審査 )

第12条 交通対策部会は、付議された事案について審査し、結果を搬送調査報告書の該当欄に記入して本部長に報告しなければならない。

(決定)

第13条 本部長は、前条に規定する報告に基づき報償区分を決定したときは、報償金決定通知書(様式第4号)により警察署長に通知するものとする。

(カードの移送)

第14条 警察署長は、第7条の規定により調査した結果、搬送行為が他の警察署管内で発生した交通事故にかかわるものであるときは、すみやかに当該交通事故の発生地を管轄する警察署長にカードを移送するものとする。

(搬送者非該当通知書)

第15条 警察署長は、第7条の規定により調査した結果、搬送者に該当しないことが判明したときは、すみやかに搬送者非該当通知書(様式第5号)によりカードを作成した者にその旨を通知するものとする。

(カードを提出しない者の取り扱い)

第16条 警察署長は、カードの提出がないものであつて、交通事故の処理等の過程において搬送者を認知したときは、報償金の贈与対象としてカードを作成するものとする。

(他の報償との関係)

第17条 警察署長は、報償金を受けることになつた者が、山口県警察の表彰の取扱いに関する訓令(昭和37年本部訓令第14号)第3条の規定または山口県警察の組織、任用、服務等に関する訓令(昭和31年本部訓令第3号)第19条第2項第3号の規定に基づく表彰事案に該当するときは、この訓令による報償金とは別に表彰を上申し、または表彰を行なうものとする。

(処理簿の備え付け)

第18条 警察署長は、報償事案を取り扱つたときは、その状況を搬送者報償処理簿(様式第6号)に記録して整理するものとする。

(報告)

第19条 警察署長は、月間の処理状況を搬送者報償処理報告書(様式第7号)により、翌月5日までに本部長に報告するものとする。